

規 約



上越市小中学校 P T A 連絡協議会

令和 6 年度

上越市小中学校PTA連絡協議会 規約

第1章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、上越市小中学校PTA連絡協議会といい、事務局を市内におくものとする。

(組織)

第2条 本会は、上越市小中学校PTA（以下単位PTAという）を単位とし、市内小中学校PTA会員をもって本会の会員とする。

(目的)

第3条 本会は、市内PTAの健全な育成を図るとともに、児童生徒の幸せを守り、かつ教育の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- ①加盟する各単位PTA相互の緊密な連絡を図り、その活動を進展させる事業。
- ②家庭・学校および社会の協力によって児童生徒へ豊かな教育的・社会的環境を創るための促進事業
- ③家庭および社会の教育力の向上を図るための生涯学習事業。
- ④その他目的達成に必要と認められた事業。

(方針)

第5条 本会は次の方針に基づき活動するものとする。

- ①本会は、非営利・非宗教・非政党的の団体であって、本会もしくは本会役員の名において他のいかなる職務に対しても候補者を推薦しないものとする。
また、営利的・宗教的その他本会の事業以外の活動を目的とする団体およびその事業に関与しないものとする。
- ②本会は、成人と青少年教育に関する他の社会教育団体ならびに関係機関と提携して、その目的達成に努めるものとする。
- ③本会は、単位PTAの自主性を尊重し、組織に加盟することによってその活動を拘束しないものとする。
- ④新潟県小中学校PTA連合会と日本PTA連絡協議会ならびに所属審議会、委員会等の関係諸会議および渉外活動に出席した役員は、その内容を速やかに本会の理事会に報告するものとする。

第2章 代 議 員

(数と選出方法)

第6条 単位PTAは2名の代議員を選出するものとする。
ただし、2名のうち1名は理事とするものとする。

第3章 役員

(役員の種類)

第7条 本会に下記の役員をおくものとする。

会長 1名 副会長 2名以内 監事 3名 (うち校長会より2名)
ブロック長 各ブロックから1名
理事 単位PTAから1名

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年(4/1~3/31)とし、再任は妨げないものとする。

ただし、会長、副会長、監事における同一役職の任期は通算して2年までとする。

また、前任者は後任者が決定するまで、その職にあるものとする。

(役員の選出方法)

第9条 役員は、規程の定めるところにより総会において選出する。

(任務)

第10条 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長は、本会を代表し、会務を統括する。また、各会議を招集して議長となる。ただし、会長はほかに議長を任命することができる。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の職務を代行する。
- ③ 監事は財産および業務執行の状況を監査し、その結果を定期総会に報告する。ただし、第5条④に関しても適切に業務報告がなされているかを監査し、速やかに理事会に報告する。
- ④ ブロック長はブロックの代表とする。
- ⑤ 理事は会務の執行について審議する。
- ⑥ 役員としての自覚ある行動・言動を行い、責任を持ち任務を全うする。また、それに反した場合は本部役員会で協議を行い決定し、結果を理事会に報告する。

2 監事は同時に他の役員を兼ねることができない。

第4章 会議

(会議の種類)

第11条 本会の会議は次のとおりとする。

- ①総会
- ②理事会
- ③本部役員会
- ④専門委員会
- ⑤役員選考委員会

(本部役員会)

第12条 本部役員会は正副会長及びブロック長を持って構成し、会務を執行するために随時これを開く。

(理事会)

第13条 理事会は本部役員と理事で構成し、次の事項を審議し、出席者(委任状を含む)の過半数をもって決定する。

- ①総会に付議すべき事項
- ②総会より委任された事項
- ③その他会務運営に必要な事項

(総会)

- 第14条 総会は、理事会構成員および代議員をもって構成し、毎年1回開くものとする。
ただし、会長が必要であると認めたとき、もしくは代議員の3分の2以上の要請があったときは臨時にこれを開く。
- 2 総会の議長は、総会出席者の中より選任するものとする。
 - 3 総会の審議の決定は、出席者（委任状を含む）の過半数をもって行われる。

(総会の任務)

第15条 総会は、本会の目的を達成するため、次の事項を審議、決定する。

- ①事業報告および決算報告
- ②事業計画および収支予算
- ③規約、規程の改廃
- ④役員および監事の選出
- ⑤その他必要と認める事項

(専門委員会)

第16条 本会は必要に応じ、次の専門委員会をおき総会ならびに理事会より委託された事項について研究審議する。

- ①広報委員会
 - ②交流委員会
- 2 専門委員会は理事で構成するものとし、各委員とも各ブロックから1名を選出するものとする。

第5章 事務局

(事務局職員)

- 第17条 本会の事務を処理するための事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。
- 2 本会は必要に応じ事務局次長をおくことができる。
 - 3 事務局長および次長は理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

(任務)

- 第18条 事務局職員は総会において決定された会務および経理について事務局長の決裁をもって処理する。
- 2 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは事務局長の職務を代行する。

第6章 顧問

(推薦と任務)

- 第19条 本会は顧問をおくことができる。
- 顧問は毎年会長が推薦し、総会の同意を得て委嘱する。
- 顧問は会長の諮問に応ずる。

第7章 経 理

(財源)

第20条 本会運営の経費は、会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月末までとする。

(会費額の決定と基準)

第22条 本会の会費は総会がその額を決め、本会に加盟する市内小中学校の児童生徒数を対象として徴収する。

児童生徒数の基準は、その年の5月1日における市教育委員会の調査数によるものとする。

第8章 表 彰

第23条 本会は別に上越市小中学校PTA連絡協議会表彰規程を定め、加盟PTA中から優良PTAを表彰する。

第9章 附 則

第24条 本会は理事会の決定により旅費、事務局規程(服務、給与、慶弔)、上越市小中学校PTA連絡協議会表彰、協賛事業推薦の規程を定める。

ただし、給与規程の改正については、会長が決定し理事会の承認を得る。

第25条 本規約は、平成17年4月1日制定、即日実施する。

平成19年5月12日改正

平成22年5月15日改正

令和2年9月15日改正

令和2年11月24日改正

令和6年5月18日改正

表彰規程

(目的)

第1条 本会は本規程の定めるところにより表彰を行い、もって学校教育・社会教育の振興に寄与する。

(表彰基準)

第2条 本会は加盟 PTA の中から活動顕著な優良 PTA を表彰する。

(表彰の推薦)

第3条 単位 PTA の会長は、下記に定める事項について単位 PTA において十分協議し、市 P 連会長に自薦する。

- ① 学校または地域における PTA 活動が顕著であること
- ② その他参考となる事項

(表彰の決定および執行)

第4条 単位 PTA 会長より推薦されたものについては理事会で審議・決定する。
表彰は毎年1回とし、総会において行う。

(附則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要のあるときは理事会に諮ってこれを定めるものとする。

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

令和5年5月27日 改正

基 準

1. 表彰状は、各単位 PTA において、子どもたち及び保護者に対し、素晴らしい活動を実施し、顕著な実績を残した PTA を理事会において審議し、決定したものに授与する。
2. 本会事務局の職を退任するときは感謝状を送る。

平成 18 年 5 月 13 日 改正

令和 5 年 5 月 27 日 改正

役員選考規程

(役員選考委員会)

- 第1条 役員候補者の会長、副会長、監事候補者について資格審査および選考に関する一切の事務を処理するため、役員選考委員会を置くものとする。
- 2 役員選考委員は退任役員および立候補をしない理事の中より代表者を選び、その数は各ブロック1名とし、理事会の承認を得るものとする。
 - 3 役員選考委員会は委員長、副委員長各1名を互選する。
 - 4 役員選考委員会は会長、副会長、監事候補者について、厳粛に審査し選考する。
 - 5 役員選考委員は任期終了後も役員選考委員会の審議内容について守秘義務を負うものとする。

(会長・副会長立候補者の条件)

- 第2条 会長・副会長に立候補する者は、1期以上当協議会の理事の経験があるものとする。

(立候補の受付)

- 第3条 会長・副会長に立候補する者は、会計年度内の12月31日までに、決められた方法により立候補する。

(会長・副会長候補者の選考と承認)

- 第4条 役員選考委員会は役職別に候補者の資格を審査し選考する。
- ① 会長・副会長の立候補がある場合、本人の経歴等を確認し、役員選考委員会の総意をもって候補者とする
 - ② 会長・副会長の立候補がない場合、しかるべき人物を役員選考委員長の責任の下選出し、本人に意思確認後、役員選考委員会の総意をもって候補者とする
 - ③ ①②の選考により選出された候補者は理事会の過半数の賛成をもって承認される

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

平成19年5月12日 改正

令和5年4月1日改正

令和6年5月18日改正

旅 費 規 程

(総則)

- 第1条 上越市小中学校PTA連絡協議会規約（以下「規約」という。）第24条の規程により旅費規程を定めるものとする。
- 2 本会の用務で出張する場合は、この規程により旅費、宿泊料及び日当（以下「旅費等」という）を支給するものとする。
- ただし、他の機関又は本会が旅費等に相当する経費を負担する場合は、この限りではない。
- 3 他の機関から旅費等の支給がある場合は、この規程により計算した額から他の機関の支給額を差し引いた不足額を支給するものとする。
- ただし、不足額の支給を受けようとする者は、出張終了後速やかに旅費清算書を添えて文書により本会事務局に請求しなければならない。

(旅費支給)

- 第2条 旅費等の支給を受ける者は、役員、事務局職員及び別に定めるものとする。
- 2 旅費等の支給方法は、現金で支給し領収書を徴するものとする。

(路程)

- 第3条 旅行の経路（以下「路程」という。）は、公的交通機関の利用を原則とし、最も合理的かつ経済的な順路とする。
- ただし、やむを得ない事情により他の順路による場合は、この限りではない。
- 2 路程の出発地は、上越市小中学校PTA連絡協議会事務局とする。
- ただし、連続出張等の特別な理由がある場合はこの限りでない。
- また、これによりがたい場合は、本部役員会で決定するものとする。

(旅費計算)

- 第4条 旅費等の計算は、第3条の路程により出発地を起点として目的地までの費用を次の各号に定める区分に従い、学校職員の旅費算定に準拠して行うものとする。
- ①鉄道利用の場合は、S切符・Q切符を併用した運賃を支給する。
- ただし、片道50キロメートルを超える場合は、急行・新幹線又は特別急行料金を併せて支給する。
- ②路線バス又は高速路線バス利用の場合は、普通乗車料金又は高速バス料金を支給する。
- ③船舶利用の場合は、航送船（カーフェリー）料金を支給する。
- ④航空機利用の場合は、一般席の旅客運賃を支給する。
- ⑤第1号から3号までの方法によりがたい場合で、乗用車利用が合理的と認められる場合は、走行距離による定額及び高速道路利用料金を支給する。
- 2 前項第4号の航空機利用は、日程及び他の方法での費用等を勘案して、事前に会長の承認を得なければならない。
- 3 用務日数に応じ、日当及び宿泊料を支給するものとする。
- ただし、日当、宿泊料は、用務日数が2日以上でかつ、旅行距離が片道100キロメートルを超える場合のみ支給する。

4 第1項第5号の自家用車利用及び高速道路の利用については、本部役員会が実態を調査のうえ利用の認定を行う。

5 第1項第5号に規定する自家用車利用の走行距離による定額並びに日当及び宿泊料の単位支給額は、毎年、前年度末の本部役員会で定めるものとする。

(その他)

第5条 旅費等の支給に関し、この規定に定めのない事項は上越市職員の旅費に関する条例等を勘案して、別に会長が定める。

(附 則)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

協賛事業推薦規程

第1条 上越市小中学校PTA連絡協議会（以下「市P連」という）は、市P連規約第4条4号の「その他目的達成に必要と認めた事業」の一つとして、児童・生徒の学校教育上又は家庭生活、家庭教育上有益であり、広く利用促進普及させることが適当で認められる物品又は事業を協賛し、推薦又は後援する。

第2条 推薦又は後援承認に関する審査は本部役員会が行い、決定権は本部役員会に属する。

ただし、新潟県ならびに上越市教育委員会主催事業については、会長決裁によるものとする。

第3条 推薦または後援の承認は単年度限りとし、同一事業等が複数年に跨って繰り返し実施される場合はその都度申請を受けて審査するものとする。

第4条 物品または事業の推薦または後援を受けようとする者（以下申請者という。）は下記事項を記載した申請書を市P連会長に提出しなければならない。

- ①物品名または事業名
- ②有益性または事業の目的
- ③推薦期間
- ④物品にあつては、企画、発売、販売価格等
- ⑤事業にあつては、事業の概要

なお、申請者には次のものを添付しなければならない。

- ①物品にあつては、物品見本
- ②事業にあつては、事業の計画書（実施期間、会場、参加予定数、会費、後援演題、講師等を記したもの）

第5条 申請された物品または事業の審査は、児童・生徒の学校教育上の価値、家庭生活及び家庭教育上の価値を判断の基準として行わなければならない。

第6条 推薦または後援承認の通知は、別紙様式により市P連会長名の文書によって行われなければならない。

第7条 推薦または後援決定後、第4条に述べる申請内容に変更が生じた場合、申請者はすみやかに市P連会長に届け出なければならない。変更の内容によっては、推薦または後援の承認を取り消すことがある。

第8条 本規程の改廃は理事会が行う。

附則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

上越市小中学校PTA連絡協議会 申し合わせ事項

1. 理事会の議長は原則として、会長が行うものとする。
2. 広報委員、交流委員、役員選考委員は各ブロックにて互選するものとする。
3. 本部役員の監事については、以下のとおりの輪番とし、各ブロックにて互選するものとする。
 - ① F ブロック ② A ブロック ③ B ブロック ④ C ブロック
 - ⑤ D ブロック ⑥ E ブロック
4. 代議員会の議長については、以下のとおり輪番とし、各ブロックにて互選するものとする。
 - ① A ブロック ② B ブロック ③ C ブロック ④ D ブロック
 - ⑤ E ブロック ⑥ F ブロック
5. 運用会計は、単位PTAからの負担金納入までの会計の資金運用に用いるものとする。
6. 児童・生徒が死亡の場合は会長名で弔電を贈るものとする